## 会員各位

# 機関誌掲載論文における他の著作物の著作権保護について

日本頭蓋顎顔面外科学会 機関誌編集委員長 小林誠一郎

このほど、本機関誌掲載論文における他の著作物の著作権保護につきまして、投稿規 定に明記いたしました。各位におかれましては、すでにご留意いただいていることと思 いますが、下記をご参照のうえ、ご執筆にあたっては、著作権法に基づき、適正に著作 物を使用いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、下記掲載につきまして、一般社団法人医書出版協会の多大なるご理解ご協力を いただきましたこと、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

記

### ■論文執筆に関して

- 引用…以下の七つの条件を満たしており、かつ内容が適正ならば原則として許諾手続きは不要。
  - (1) すでに公表された著作物であること。
  - (2) 引用する「必然性」があること。
  - (3) 引用部分が明瞭に区分されていること。
  - (4) 引用部分とそれ以外の部分に「主従関係」があること。
  - (5) 原則として、原形を保持して掲載すること。
  - (6) 原著者の名誉や声望を害したり、原著者の意図に反した使用をしないこと。
  - (7) 出所(出典)を明示すること。

## 転載…書面による転載許諾が必要(まずは発行元へ許諾申請)

※上記の「引用」以外に他人の著作物を再利用する場合はすべて「転載」に当たる。

※図表を改変して転載する場合,発行元だけでなく著作者の了解も必要なので注意を要する。

また、「出所の明示」に加えて〔…より改変〕などの"ことわり"を入れること。

## 自著からの著作物の再使用…発行元の書面による転載許諾が必要

※自分の著作物を別の書籍・雑誌に再び使用(再使用)する場合であっても、出版契約により出版社 の許諾を必要とする場合があるので、出版社に問い合わせること。

※共著者がいる場合、共著者全員の許諾が必要な場合があるので注意を要する。

日本医書出版協会ホームページ「著作物を利用する上でのご注意」より抜粋,一部改変 ©Japan Medical Publishers Association, 2005

### ■論文執筆のための資料収集に関して

## 文献の複写(コピー)…必要な場合は、著作権法にのっとり、適法の範囲内で行うこと。

個人または家庭内などで使うために自ら複写する場合 (著作権法第30条),図書館において調査研究 等のため一部分を複写する場合 (著作権法第31条)等のごく限られた範囲以外は,すべて著作権者の 許諾が必要。出版物の奥付または扉裏の「委託出版物表示」を確認し,必要に応じ許諾を受けること。

日本医書出版協会ホームページ「医学・看護文献をコピーされる方へ」より抜粋,一部改変 ©Japan Medical Publishers Association, 2005

#### ■全文URL(ぜひご一読ください)

「著作物を利用する上でのご注意」 http://www.medbooks.or.jp/forauthor/QUOT-2.html 「医学・看護文献をコピーされる方へ」 http://www.medbooks.or.jp/copy/

以 上